

多摩市告示第81号

多摩市子ども・若者総合支援条例検討委員会設置要綱を次のとおり定める。

令和2年3月30日

多摩市長 阿部 裕行

多摩市子ども・若者総合支援条例検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 次代の社会を担う子ども及び若者の健やかな育成並びにまちづくりへの参画を推進するための条例（以下「条例」という。）を制定するに当たり、市民等の意見を反映するため、多摩市子ども・若者総合支援条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、及び協議し、その結果を多摩市子育て・若者支援推進本部設置要綱（平成21年多摩市告示第52号）第1条に規定する多摩市子育て・若者支援推進本部に報告する。

- (1) 条例の素案の検討に関すること。
- (2) 条例に規定する事項及び内容に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、条例の制定に関し多摩市長（以下「市長」という。）が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する16人以内のもの（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 学識経験者 4人以内
- (2) 次のいずれかに該当する者 12人以内
 - ア 学校関係者
 - イ 子ども及び若者の育成に係る地域活動を行う者
 - ウ 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長が主宰する。

- 3 委員会の会議は、原則として公開する。
- 4 委員長は、会議に際し、原則として会議録を作成する。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、子ども青少年部児童青少年課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。